

実践的な防災教育の推進に必要な環境整備を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十七年三月二十五日

福島市議会議長 佐藤 一好 様

提 出 者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

小野

京子

(別紙)

実践的な防災教育の推進に必要な環境整備を求める意見書

本市は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、各学校において防災計画及び防災マニュアルを改めて見直すとともに、平成二十四年八月には、放射線に対する正しい知識と理解を育むため、放射線教育指導資料を独自に作成し、放射線教育を含めた防災教育について、学校教育指導の重点指導に位置づけ危機感を持って取り組んでいる。

このような防災教育は、子供たちの自助の意識を養い、様々な災害に対し自らの命を守ることができる力を育み、たくましく生きる力を醸成し、将来、原子力災害からの復興を目指す本市の防災リーダーとして活躍する共助の担い手を創造するとともに、国が求める強さとしなやかさを備えた国づくりの中心的な役割を担う人材の育成に寄与するものであることから、一層の推進が求められる。

よって、国においては、実践的な防災教育が将来においても形骸化することなく、その推進に必要な環境整備を図り、放射線に対する正しい知識と理解が促進されるよう、次の事項について強く要望する。

- 一 実効性のある防災教育を実施するうえで必要な学校の安全管理体制や教材及び教員研修等の環境を整備すること
 - 二 実効性のある防災教育を実施するうえで必要な経費について負担すること
 - 三 放射線教育を含めた防災教育について、次期学習指導要領において教科として位置づけること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 佐藤 一好

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
復興大臣
あて
内閣府特命担当大臣(防災)

(提案理由)

国に対し、本市の実践的な防災教育の推進に必要な環境整備を図るための措置を求めるため、本意見書を提案する。